

## 【アメリカ】児童オンラインプライバシー保護法新規則案の公表

専門調査員 文教科学技術調査室主任 ローラー ミカ  
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

\* 2023年12月20日、連邦取引委員会は、学校の権限の法定化等を含む、1998年児童オンラインプライバシー保護法の新規則案を公表した（連邦官報掲載 2024年1月11日）。

### 1 1998年児童オンラインプライバシー保護法と新規則案の概要

米国では児童をオンライン上で保護するため、1998年10月、1998年児童オンラインプライバシー保護法<sup>1</sup>（以下「COPPA」）が制定された。同法実施に当たり制定された規則はその後のオンライン技術の進展に照らし改正され、2013年7月に現行規則が施行されている<sup>2</sup>。COPPAの保護対象は13歳未満の者（以下「児童」）である。規制対象は、①児童向けオンラインサービス等事業者（児童を対象とし、その個人情報を収集又は保持している、商業ウェブサイト・オンラインサービス事業者）と②児童から個人情報を収集又は保持していることについて「現実の認識」を有している、一般向けオンラインサービス等事業者であり、これら事業者には、児童から個人情報を収集、利用、開示するに先立ち、その親に対し直接通知を行い、親の明確な（検証可能な）同意を得ることその他の義務が課されている<sup>3</sup>。

連邦取引委員会（FTC）は、2023年12月にCOPPAの新規則案を公表した。技術面等の進展に対応するため、また規制対象事業者の義務をより明確にするため、規則全般にわたり修正を加えるとしている。カーン（Lina M. Khan）FTC委員長は、新規則は、オンラインツールが日常生活において不可欠となり、児童を監視する洗練されたデジタルツールを企業が導入している時代において、切望されていると述べている<sup>4</sup>。以下、提案されている主な改正内容を紹介する。

### 2 定義規定（16 CFR 312.2）関連

#### (1) 個人情報

個人情報<sup>5</sup>として、指紋・手形、網膜・虹彩のパターン、DNA配列ほかの遺伝子データ又は音声・歩様・顔データを含む、生体識別子を追加する。

#### (2) 児童向けオンラインサービス

FTCは、多元的な要素を用いてオンラインサービスが児童向けか否かを判断している<sup>6</sup>。これ

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年3月12日である。

<sup>1</sup> Children's Online Privacy Protection Act of 1998, div. C, title XIII, P.L. 105-277, October 21, 1998（合衆国法典第15編第6501条以下）。

<sup>2</sup> Federal Trade Commission, "Children's Online Privacy Protection Rule," *Federal Register*, vol.78 no.12, January 17, 2013, pp.3972, 4008-4013.

<sup>3</sup> 16 CFR Part 312（連邦規則集第16編第312.1条以下）。

<sup>4</sup> "FTC Proposes Strengthening Children's Privacy Rule to Further Limit Companies' Ability to Monetize Children's Data," December 20, 2023. <<https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2023/12/ftc-proposes-strengthening-childrens-privacy-rule-further-limit-companies-ability-monetize-childrens>>; Federal Trade Commission, "Children's Online Privacy Protection Rule," *Federal Register*, vol.89 no.8, January 11, 2024, pp.2034-2076.

<sup>5</sup> 現行規則の個人情報には、氏名、住所、オンライン連絡先情報（メールアドレス等）、スクリーン・ネーム又はユーザー名、電話番号、社会保障番号、永続的識別子（IPアドレス等）、児童の画像・音声を含む写真・動画・音声ファイル、地理位置情報等が含まれる。

<sup>6</sup> 主題、視覚的コンテンツ、アニメキャラクター・児童向けアクティビティの使用、音楽その他音声コンテンツ、モ

に関し、FTCにより考慮されるユーザー構成・想定ユーザーに係る証拠の例（マーケティング・販売促進用の資料・計画、消費者・第三者に対する説明、ユーザー・第三者によるレビュー、類似のサービスのユーザー年齢）を新たに規定する。

### (3) 混合ユーザー・オンラインサービス

2013年規則により、児童向けオンラインサービスの要素を満たすが、児童を主要対象としていないオンラインサービスに関する規定が設けられた。しかし、規定ぶりが明確でなかったとして、新たに混合ユーザー・オンラインサービスを定義し、こうしたサービスは、ユーザーの年齢情報収集又は児童であるか否かを判断するための他の手段を実施し、13歳未満と確認されないユーザーに関しては、児童向けとみなされないことを規定する。

## 3 通知規定（16 CFR 312.4）関連

事業者には親に対する事前の直接通知が義務付けられている（16 CFR 312.4(b)(c)）。この通知内容に、親の同意を得て事業者が個人情報を第三者に開示する場合の、第三者の身元・範ちゅう及び開示の目的、また、開示がオンラインサービスの性質上不可欠である場合を除き、親は第三者への開示に同意することなく、児童の個人情報の収集・利用に同意できることを追加する。一方、事業者には、オンラインサービス上での通知も義務付けられている（16 CFR 312.4(d)）。この通知内容に、事業者が内部運営支援のみのため永続的識別子を収集し、それ以外の個人情報を収集していない場合（この場合、親の同意は不要。16 CFR 312.5(c)(7)）の、該当する内部運営及び識別子が他の目的で使用されないよう保証する手段を追加する。

## 4 同意規定（16 CFR 312.5）関連：学校の権限の法定化（親による同意要件の例外）

学校でのオンライン学習に関して、FTCは従来指針となる文書を発出し、学校の権限を認めてきたが、規則として定めていなかった。新規則は、親による同意要件の例外・親の同意が不要となる場合として、教育目的のために児童の個人情報を収集することについて事業者が学校の承認を得る場合を規定する（16 CFR 312.5(c)(10)）。これに伴い、事業者には、学校に対する直接の通知（16 CFR 312.4(c)(5)）、また、個人情報の利用・開示は学校が承認した教育目的のみに限定されること等を記載した、学校との間での書面による合意締結が義務付けられる。さらに、事業者はオンラインサービス上での通知の中に、児童の個人情報収集について学校の承認を得ていること、承認された教育目的以外に使用しないこと等を記載しなければならない（16 CFR 312.4(e)）。事業者は学校に対し、収集された児童の個人情報の確認、削除要求等の権利を提供しなくてはならない。この場合にこうした権利の親への提供は不要である（16 CFR 312.6）。

## 5 その他の規定

児童から収集した個人情報は収集目的達成に合理的に必要な期間のみ保持できるとしている現行規定を明確化し、副次目的での保持、無期限での保持は不可であることを明記する（16 CFR 312.10）。また、業界団体等が策定しFTCが承認した自主規制ガイドラインを遵守している事業者は、COPPA規則を遵守しているものとみなすセーフハーバー規定（16 CFR 312.11）について、透明性、説明責任の強化が図られる。

---

デルの年齢、児童である有名人・児童に人気のある有名人の存在、言語その他の特徴、宣伝広告が児童に向けられているかを考慮する。ユーザー構成に関する実証的証拠、想定ユーザーに関する証拠も考慮される。